

定 款

伊澤タオル株式会社

2021 年 5 月 26 日 制定

2021 年 8 月 20 日 改訂

2022 年 3 月 01 日 改訂

2023 年 9 月 15 日 改訂

2024 年 6 月 1 日 改訂

2024 年 7 月 11 日 改訂

2024 年 9 月 30 日 改訂

2025 年 5 月 7 日 改訂

2025 年 6 月 20 日 改訂

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、伊澤タオル株式会社と称し、英文では IZAWA TOWEL CO., LTD.と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. タオル製品、敷布製品、寝装製品、雑貨の製造、輸出入及び販売
2. 有価証券の取得及び保有
3. 会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動のコンサルティング・支配・管理
4. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（公告の方法）

1. 当社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関の設置）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会にて定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、当会社に株主総会ごとに提出しなければならない。

第 17 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議 事 録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役は、3 名以上とする。

第 20 条（選任）

1. 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 21 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議で定める。
2. 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（業務執行）

1. 当会社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、業務執行取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。
2. 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 27 条（決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 29 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第 31 条（取締役の責任免除等）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 32 条（員数）

当社の監査役は、3 名以上とする。

第 33 条（選任）

当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

第 34 条（任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 35 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 36 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 37 条（決議の方法）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第 38 条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 39 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 40 条（報酬等）

監査役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第 41 条（監査役の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこと

による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第42条（選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条（任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会締結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第44条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第45条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第46条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

第47条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 48 条（配当金の除斥期間）

1. 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2. 金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。